



広報

1月号

にのみや

第465号 発行日 2001年(平成13年)1月10日 編集発行 二宮町総務部総務課 〒259-0196 二宮961番地 電話71-3311

二宮町民憲章

1. 郷土を愛し、自然をいかすきれいな二宮町をつくりましょう。
1. ふれあいを深め、ことばをかけあうさわやかな二宮町をつくりましょう。
1. きまりを守り、良習をはぐむ住みよい二宮町をつくりましょう。
1. 幸せを願い、健やかな、明るい二宮町をつくりましょう。
1. 教養を高め、文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう。

(1)



今月の紙面

- 2面…自治功労表彰・法改正により医療費の負担が変更・こんにちは介護保険です
- 3面…町民参画でまちづくり(仮称)第4次二宮町総合計画・シリーズごみ問題②
- 4面…申告はお早めに・IT講習会を開催!
- 5面…じょうほう館
- 6面…カメラレポート・愛LOVEにのみや 吾妻山物語 ほか

「二十一世紀の始まりの今年は巳年です。『蛇穴(へびあな)を出す』という言葉もありますが冬眠していた蛇が、春暖になって地上に出てくることをいいます。低迷していた景気から脱出して春を迎え、皆さんが安心して心豊かに暮らせる年にしたいものです。京都四條派の流れをくむ一筆画『太田ふみ子さんの作品』」

心豊かに暮らせる年に



二宮町長
古澤吉郎

明けましておめでとうございます。穏やかに二〇〇一年の新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。穏やかに二〇〇一年の新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

二十一世紀のスタートとなる年、省庁再編や行財政改革をはじめとする新たな枠組みの構築により地方自らの発想の転換と主体性・独自性のある地方行政の自立が求められています。昨年の地方分権一括法の成立や介護保険制度など時代のニーズに対応した拡充強化が図られておりますが、当町では、二十一世紀のまちづくりビジョンとして「元氣な二宮町の創出」を掲げ、各種の事業を展開しております。昨秋オープンしたラディアン(生涯学習センター)を拠点とし、生涯学習の振興、暮らし最優先の心のこもった福祉の実現と生活環境に配慮した町政をめざしてまいります。また、ラディアンのオープンと同時に「安全都市宣言」を表明し、町民が安心して暮らせるまちづくりとコミュニティ活動を活性化すべく「向こう三軒両隣」の精神を町全体に広げてまいります。町民が主役の人の温かさが伝わる町政の実現に向け、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げまして新世紀の年頭のごあいさつとさせていただきます。



二宮町議会議長
安田道子

輝かしい新春をご健勝でお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年の十二月定例議会において議長に推挙され就任いたしましたことは、私にとりましてたいへん光榮であり、身の引き締まる思いでございます。さて、町民待望のラディアン(生涯学習センター)がオープンし、はや二か月が過ぎましたが、図書館の一月の来館者は三万六千人を超え、たいへん多くの方が利用されているようです。利用率の高いことは喜ばしいことですが、一方では不便を感じる問題点なども出てきております。今後さらに見直しを図り、だれもが利用しやすい施設に改善していく必要があると考えます。文化の発信地として「ラディアン」が大いに活用され、「元氣な二宮町」を創り出す原動力となるよう努めて参りたいと思います。また、町の直面する課題として、桜美園の焼却炉の改善、駅北口通りの安全歩行対策、町道七号線の冠水対策等、さまざまな問題に全力で取り組んでいかねばならないと決意しております。どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

自治功労者・善行者の表彰

町の発展に貢献された方々

年の始めの一月五日に、ラディアンで「自治功労者・善行者の表彰式」が行われました。

この表彰は、永年にわたり町政の発展に貢献された方々や町の福祉、教育、文化、芸術などの分野において、その発展・向上に努められた方に対して贈られるものです。また、善意により公務にご協力いただいた方や多額の金品などを寄付された方は、善行者として表彰されました。

功労表彰

米山一男さん(二宮在住)：
人権擁護委員
島居久代さん(百合が丘在住)：
保護司
志村幹子さん(二宮在住)：
保護司
村田愈子さん(富士見が丘在住)：
環境保全対策委員、下水処理対策委員、体育指導
委員、塵芥処理施設および最終処分場対策協議会委員、都市計画審議会委員
加藤久雄さん(山西在住)：
町政事務連絡委員、民生委員推薦会委員、下水道運営審議会委員
渡部汎さん(富士見が丘在住)：
議会議員、町政事務連絡委員、住居表示審議会委員、下水道処理対策検討委員、下水道運営審議会委員

善行表彰

谷田部澄夫さん(百合が丘在住)：
体育指導委員
尾上保夫さん(二宮在住)：
町嘱託医、国民健康保険運営協議会委員
池田富子さん(二宮在住)：
生涯学習センター完成記念にランドピアノを寄付
関戸純方さん(二宮在住)：
生涯学習センター完成記念に絵画を寄付
大和修治さん(富士見が丘在住)：
生涯学習センター完成記念に絵画を寄付
村上義雄さん(東京都新宿区在住)：
公共事業用地として私有地を寄付

法改正により医療費の負担が変更されます

国民健康保険法の改正

高額療養費の自己負担限度額などが変更

国民健康保険の被保険者の方(老人医療の対象者は除く)に支給される高額療養費の自己負担限度額などが平成十三年一月一日から改正されました。

おもな改正内容は、次のとおりです。
①医療機関で支払った一部負担金が一定額(一般の場合は六三、六〇〇円、低所得者の場合は三五、四〇〇円の二区分)を超えると高額療養費が支給されますが、新たに、上位所得者の区分が設けられました。また、この自己負担限度額に加えて、かかった医療費の一定割合を負担していただくことになりました。

老人保健法の改正

老人医療費の一部負担金などが変更

老人医療の対象者(七十歳以上の方、および六十五歳以上七十歳未満で一定の障害のある方)が負担する老人医療費の一部負担金などが平成十三年一月一日から改正されました。

おもな改正内容は、次のとおりです。
①外来の老人医療費と老人訪問看護療養費の一部負担額が限度額を定めたうえで、医療費の一定率制になります。(ただし、県知事に届

町政資料の閲覧コーナー

閲覧できる県や町の資料の最新版です。

〔県の資料〕

- 平成12年度 市町村要覧
- 県立総合療育相談センター(11年度の事業概要)
- 神奈川県の下水道事業

〔町の資料〕

- 二宮町新総合計画後期基本計画実施計画

ほかにも閲覧できる資料等があります。詳しくは、総務課庶務係(内線318)までお問い合わせください。

◆外来および入院の老人医療費一部負担金

項 目 と 種 類			改 正 前	改 正 後
外 来	病 院	200床未満	1 日 530円 月 4 回まで	定率制 1割負担 上限額 3,000円
		200床以上		定率制 1割負担 上限額 5,000円
	診 療 所			【定率診療所】 定率制 1割負担 上限額 3,000円
				【定額診療所】＊ 定額 1日 800円 月4回まで
入 院		1日 1,200円 低所得者の上限額 月35,400円 低所得者かつ老齢 福祉年金受給者 1日500円	定率制1割負担 上限額 37,200円 低所得者上限額 24,600円 低所得者かつ老齢福祉年 金受給者上限額15,000円	

*定額制を選択する診療所は、県知事に届出を行うことになっています。

問い合わせ 住民課保険医療係 ☎71-3311 (内線232・235)

こんにちは 介護保険です

住宅改修費の支給

在宅で、介護保険のサービスなどを受けて生活される方が、より快適に過ごせるように、一定の条件にあった住宅に改修した場合、十八万円を限度として補助金をお支払いします。

○支給対象となる方

要介護認定の結果、要介護あるいは、要支援とされた方。

○支給対象となる工事内容

- 一 手すりの設置
- 二 床段差の解消
- 三 床の滑り止めや移動を円滑にするための床材の変更
- 四 開き戸から引き戸への変更など、扉の取り替え
- 五 洋式便器などへの便器の取り替え

六 一から五までの各工事に付帯する必要な工事

○支給される金額

対象となる住宅改修にかかる費用の九〇パーセント(最高で十八万円)を支給します。
※要支援から要介護五まで、介護度に関係なく支給額は一律です。

○その他の注意事項

利用できるのは、原則として一生に一回限りとされています。ただし、介護度が非常に重くなったときや、別の住宅に引っ越した場合などでは、新たに利用することが可能です。

○利用までの手順

住宅改修費の支給を受けたい方は、事前に、住宅改修の内容について、担当のケアマネジャーに必ず相談してください。
どのように改修したらよいかは、介護する方、される方にとってよい方向性を探ってください。

基本方針が決まったら、町役場にご連絡ください。
ここで、工事内容が住宅改修費の支給対象となるのか、あるいは介護保険以外の福祉施策での支給対象になるのかを判断します。
※それ以降の手順や、必要とされる書類については、相談内容に応じてお知らせします。

ショートステイ利用枠の拡大

ショートステイについては、利用できる日数の上限が各介護度によって定められています。

このため、今までにショートステイが利用しにくい、あるいは、必要な日数を確保できないなどの問題が生じていました。
平成十三年一月一日から、次の条件を満たす方について、表のとおりの日数まで、ショートステイの利用が可能となりました。

○利用するための条件

- 一 対象者が痴呆で介護が困難であること。
- 二 同居の家族などが高齢や病気で介護が困難であること。
- 三 その他、町長が必要と認めた場合。

介護度	通常枠 6か月間	通常枠以外に 利用可能日数
要支援	7日/半年	6日/1か月
要介護1	14日/半年	16日/1か月
要介護2	14日/半年	18日/1か月
要介護3	21日/半年	24日/1か月
要介護4	21日/半年	27日/1か月
要介護5	42日/半年	30日/1か月

※通常枠の他に右の欄の日数分が利用可能。ただし、ショートステイ以外のサービスを利用した場合、日数が減ります。

ご提案と ご意見を

(仮称)第四次二宮町総合計画

町民参画でまちづくり！

町では、現行の総合計画(二宮町新総合計画)が平成十四年度をもって終了するため、次期総合計画の(仮称)第四次二宮町総合計画の策定に向けて準備作業を進めているところです。二十一世紀にふさわしい新たな二宮町を創っていくための指針として、さまざまな立場から多くの町民皆さんの参画をいただき計画づくりを進めていきたいと考えています。

総合計画とは

いろいろな行政施策を展開する上で、その基本的な指針となるものが総合計画です。「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三つから構成されています。

○基本構想

町のめざす方向を見定め、まちづくりの理念や将来の

あるべき姿を描き、これを具体化するための施策の大纲を示したものです。

○基本計画

「基本構想」に体系化された目標の実現に向けて、各分野別に重要で有効な施策をあらわしたものです。前期と後期に分けて策定します。

○策定に向けて

これらの計画づくりを進めていくためには、町民の皆さんと行政が共にまちづくりのビジョンを共有し、揺るぎない信頼関係のもと協働してまちづくりを進めることが大切です。

そのための参加の機会として、講演会の実施やまちづくり百人委員会の設置、まちづくり絵画・作文を募集します。

百人委員会の委員を募集

日ごろ感じられているまちづくりへの提言や意見を気軽に話し合っていたく場としてボランティアでの参画をお願いするものです。応募対象 十八歳以上の町在住または在勤の方で、町政に建設的な意見をお持ちの方は是非応募ください。応募方法 ①氏名(ふりがな) ②住所・電話番号 ③年齢・性別・職業を書いて郵送またはファックスでお願いします。応募期限 二月六日(火)

総合計画フォーラム(講演会)の開催

と き 2月3日(土) 13:30~15:30
会 場 ラディアン(生涯学習センター)ミーティングルーム2
テーマ 「総合計画とまちづくり」
講 師 松岡紀雄氏(神奈川大学教授)
対 象 一般町民70名
問い合わせ 企画室企画調整係 ☎71-3311(内線 322)

※第一回会議：二月十七日(土) 午前十時から町社会福祉センター2Aクラブ室で開催します。

「二宮まちづくり」 絵画・作文募集

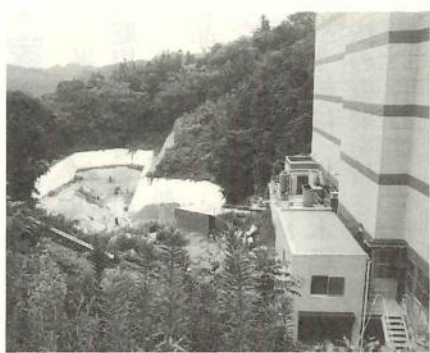
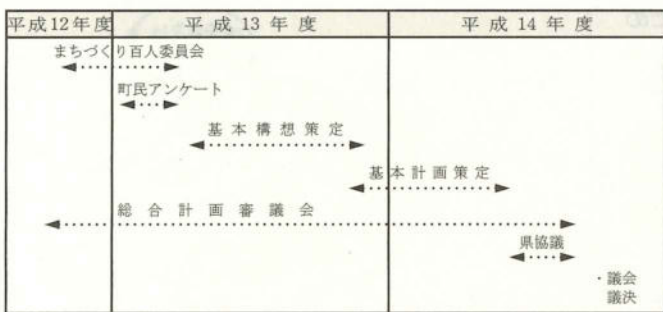
皆さんの考えている将来の二宮町を絵画や作文にして表現してください。

応募規定

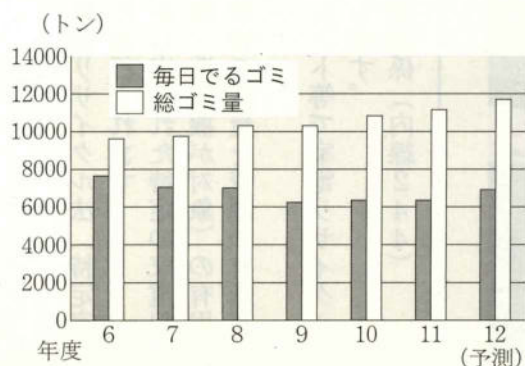
◇小学生の部(絵画募集) テーマ 「二〇二〇年の二宮町(二十年後の二宮町)をイメージして描き、簡単な説明コメントをつける。

応募方法 四つ切り画用紙(三ハチ×五四センチ) 色彩自由、縦横自由・裏面に氏名(ふりがな)、住所、電話番号、学校名、学年を記入
応募点数 一人一点限り
応募資格 町内在住の小学校四年生以上
◇中学生・高校生・一般の部(作文募集)

「これからの二宮町づくり」をテーマにした作文
応募方法 部門ごとに四百字詰め原稿用紙一枚以内
部門：①教育、②福祉、③環境④産業、⑤観光、⑥まちづくり・氏名(ふりがな)、



日常の暮らしの中でたくさんの方が使われ、捨てられています。町内の各家庭から出るごみの量を見てみると、平成九年度まで減少していた「毎日出るごみ」の量が、十年度から再び増えていきます。十年度のごみ量は、九年度と比較して二四トンの増え、九年度より増え、十年度の予測でも、年間六八〇トンの増え、九年度と比較して約四九五トンの増え、歯止めがかりません。これらの「毎日出るごみ」は、環境衛生センター(桜美園)で毎日焼却し、最終処分場へ焼却灰が運ばれています。その処理に二億一千万円(十年度)、一世帯当たり約二万円弱の経費がかかりました。このままでは最終処分場が平成二十二年には満杯になることが予想されます。



問い合わせ 生活環境課生活環境係 ☎(71) 3311 内線 244

シリーズ ごみ問題

その22

家庭から出るごみ処理過程で環境問題が起きています。そこで、現状や対策等をシリーズでお知らせし、ごみのゆくえについて、皆さんと一緒に考えて行きましょう。

より豊かな循環型社会(持続可能な社会)へ

二十一世紀は、地球温暖化や資源の減少などの環境問題を引き起こす、大量生産・大量消費・大量廃棄の「使い捨て」の消費スタイルを改め、限られた地球資源を有効に使い、より豊かな循環型社会(持続可能な社会)へ転換することが求められています。

「ごみの減量化を推進しよう！」

環境への負荷が低減された循環型社会をめざすためには、改めてごみの減量化が大きな要因になります。循環型社会の基本的な取り組み方は次のとおりです。
①何よりも「ごみを出さない」
②出たごみは「できるだけ資源として使う」
③どうしても使えないごみは「きちんと処理する」

町では、今後も「町民総ぐるみごみ減量化運動」を展開し、限りある資源を大切に使うことやリサイクルをより一層推進していきまします。一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみを出さない工夫とごみとして出す物の分別を徹底して、できる限りのごみの減量化を図らなければならないと思います。「捨てる社会から物を生かす社会」への転換と持続可能な社会をつくるためにも、行政と住民が協働してごみに対する認識を高めていきたいと思います。

問い合わせ 生活環境課生活環境係 ☎(71) 3311 内線 244

申告書は 自分で書いて お早めに！

税務署では、所得税の確定申告書および贈与税の申告書は、ご自分で作成していただくことを原則としています。ご理解とご協力をお願いします。

署においでの際は、「決算書・収支内訳書」を作成し、前年の確定申告書の控え・筆記用具・計算機等をお持ちのうえ、「自書作成会場」で確定申告書を作成してください。なお、お分かりにならない点は、職員におたずねください。

毎年3月9日以降になると、税務署の窓口は大変混雑しますので、お早めにおいでください。

○還付申告をされる方へ

税務署では、医療費控除や住宅借入金特別控除などによる還付申告の受付を1月から始めていますので、混雑しない2月前半までに申告を済まされるようお勧めします。

還付金の受領に当たっては、申告される方で本人名義の銀行か郵便局の振込口座をご指定ください。

○年金等を受給されている方へ

納めるべき所得税や還付される所得税のない方は、「所得税の確定申告」に代えて「住民税の申告」をしてください。

◎所得税確定申告分の納税と還付金の受領

所得税第3期分の納税は、3月15日（木）までに最寄りの金融機関、郵便局または平塚税務署でお済ませください。

○納税は、便利な口座振替をご利用ください。

（預金口座の引き落とし日は4月中旬ごろとなります。）新たに口座振替を利用される方は、取引先金融機関、郵便局または税務署へ「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を提出してください。申込み手続きは、3月15日までに必着をお願いします。

○延納制度をご利用ください。

第3期分の税額の2分の1以上を、3月15日までに納税すると、残額は5月31日（木）まで延納できます。ただし、延納期間中は利子税がかかります。

所得税の確定申告 2月16日(金)～3月15日(木)
贈与税の申告 2月 1日(木)～3月15日(木)

○還付金の受領は、銀行・郵便局等への振込をご利用ください。

振込の場合の預金口座は、確定申告書に記載の住所・氏名と同一名義に限ります。

◎贈与税の申告

平成12年中に60万円を超える金銭・土地・建物などの財産の贈与を受けた方、または著しく低い価格で資産を譲り受けるなどで60万円を超える経済的利益を受けた方は、贈与税の申告と納税が必要です。

贈与税の税金計算の特例…居住用不動産等の贈与を受けた場合の「配偶者控除の特例」および居住用の住宅購入資金の贈与を受けた場合の「住宅取得資金の贈与の特例」がありますが、特例を受けるための一定の要件があります。

また、これらの特例を受けるためには、税金がかからない場合であっても、申告手続きが必要です。ご注意ください。

◎譲渡所得の申告

平成12年中に土地や建物、ゴルフ会員権などの資産を譲渡した場合には、そのほかの所得と一緒に、2月16日から3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。

土地や建物の譲渡所得の税金計算には、各種の特例がありますが、特例の適用を受けるためには、税金がかからない場合でも申告手続きが必要です。ご注意ください。

また、譲渡所得の申告は、通常の売買のほか交換、競売、収用、代物弁済、財産分与などをした場合にも必要となりますので、平塚税務署の資産課税部門にご相談ください。

各種説明会・相談会

◆所得税・事業税・住民税共同説明会

2月1日（木）9:30～10:00

社会福祉センター2階・2Aクラフ室

出席の際は、送付済みの申告書用紙・確定申告の手引きなどをお持ちください。

◆簡易な申告書(事業・不動産・譲渡を除く)の作成指導会

2月1日(木)10:00～12:00・13:00～15:30

社会福祉センター2階・2Aクラフ室

出席の際は、給与・年金の源泉徴収票等のほか送付済みの申告書用紙などをお持ちください。当日、申告書も受け付けます。

◆税理士会による還付申告相談

2月8日（木）、9日（金）9:30～12:00・

13:00～15:30社会福祉センター2Aクラフ室

相談の受付は先着順。会場が混雑する場合には途中で打ち切ることもありますのであらかじめご了承ください。

なお、譲渡・贈与税の相談はできません。

問い合わせ 平塚税務署 ☎22-1400



初心者のための ITパソコン講習会

ワープロからインターネットまで 1人1台で基礎学習

成人（20歳以上）初心者を対象に町が主催するパソコン講習会です。受講料は教材代（1,000円程度）のみ。ぜひ、この機会に基本操作を習得してみましょう！

講習内容 ○パソコンの基本操作
○ワープロで文書作成
○インターネットの検索方法
○電子メールの送受信など

受講コース・時間帯 別紙チラシを参照してください。

受付方法 1月16日（火）～25日（木）9:00～19:00

※22日（月）を除く期間でラディアン（生涯学習センター）にて電話受付または来場により、10月までの全コースを受け付けます。※各コースとも先着順。

受付専用電話 ☎72-6910（土・日も受け付けます）

問い合わせ 総務課電子計算係 ☎71-3311（内線327）

パソコンにふれてみよう！

コース 女性コース
ゆったりコース
一般コース
ラディアンを中心に町内の各小・中学校や町施設で開催します。



講習会の申込みはラディアンへ

家電リサイクル法が始まります！

平成十三年四月一日より、家電リサイクル法（特定家庭用機器再利用率法）が本格的に施行されます。これは、一般家庭や事業所から出された特定の家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機が対象）の有効な部品や材料を再利用して廃棄物の減量と資源の有効利用を推進するための法律です。今後は、広報本紙やパンフレット等で家電リサイクル法の概要を皆さんにお知らせします。

問い合わせ 生活環境課生活環境係（内線244）

じょうほう館

お知らせ

◆町税の口座振替 申込みと変更は

納税に便利な口座振替を新規に希望される方や今までの振替内容（納付方法、引き落とし通帳等）を変更される方は届出をしてください。

税 目	納 期	提出期限
固定資産税	第1期 全期前納	4月末 2月末日
軽自動車税	第1期	5月末 3月末日
町 県 民 税	第1期 全期前納	6月末 4月末日

申込み(変更)依頼の窓口 最寄りの金融機関・郵便局・または役場税務課

持ち物 口座引き落としの通帳・印鑑

問い合わせ 税務課収税係（内線226）

◆交通災害見舞金

町では、交通事故による死亡や傷害を受けて入院治療された方に対して、見舞金を支給する制度があります。

支給対象 二宮町に住所があり、過去1年以内に交通事故に遭われた方

ただし、被害者に故意、または重大な過失があるときは対象になりません。

見舞金額 ①死亡…20万円(成人)～10万円(未就学児) ②傷害…7万円(150日以上入院)～1万円(7日未満入院)

必要書類 交通事故証明書、死亡診断書(死亡の場合)、入院証明書(入院の場合)いずれもコピー可。そのほか申請時には銀行の振込口座番号を控えて印鑑をご持参ください。

問い合わせ 生活環境課防災安全係（内線245）

催 し

◆第2回吾妻さんよさこいパレード

1月21日(日) 10:00～

梅沢旧東海道(縁結び祭の露店沿道)

湘南薬局北側付近をスタート地点として関口商店前まで約300メートルにわたってパレード

内容 よさこい踊りのように鳴子を手に持って沿道を流したり、グループごとに選曲したBGMに合わせて自由にダンスイングパレードしたり、また、町商店連合協同組合の協賛でパレードを盛り上げます。

問い合わせ 町観光協会（経済課内・内線256）

◆第10回心創展

素心学院を利用している知的障害のある方が、木曜日のクラブ活動の時間に創作した絵画や陶器などの作品を展示します。

1月24日(水)～28日(日) 9:30～16:30

*24日は14:00から・28日は13:00まで

平塚市美術館 市民アートギャラリーB室

入場は無料です。

問い合わせ 社会福祉法人「素心会」素心学院
☎71-1255

募 集

◆平成13年度広報モニター

町が発行する広報紙などについてのご意見やご感想をお聞かせください。

定員 10名 募集期限 2月26日(月)まで

応募資格 平成13年4月1日現在で満20歳以上の町内在住者

内容 広報にのみや、お知らせ版などの町発行物についての意見や感想を月1回、定められた様式に記入し、郵送していただきます。

謝礼 予算範囲内(年8,000円程度)

依頼期間 4月から1年間

応募方法 住所、氏名、年齢、連絡先電話番号、職業などを電話かファックスでご応募ください。

問い合わせ 総務課広報広聴係（内線325）

☎（ファックス） 0463-73-0134

◆神奈川県平成13年度県政モニター

募集人員 350名(郵送コース・インターネットコースのどちらかを選択)

募集期限 1月31日(水)まで

応募資格 平成13年4月1日現在で満20歳以上の県内在住者(日本語のできる外国人の方を含む。)公務員や公職にある方、10年度以降の県政モニター経験者は応募できません。

内容 県政の特定テーマへの意見提出やモニター会議の出席など

任期 13年4月から14年3月までの1年間

応募用紙 県政情報センター、地区県政情報コーナーの窓口と役場窓口で配布中

問い合わせ 神奈川県県民部広報県民課
集会・モニター班〔直通〕☎045-210-3669
〔代表〕☎045-210-1111(内線3669～3671)

◆第6回にのみや観光フォトコンテスト



受付期間 2月1日(木)～15日(木)

写真サイズ カラープリント(6つ切以上4つ切まで) 組み写真は不可。

入賞賞金 推薦…30,000円、特選…10,000円、準特選…7,000円、入選…5,000円、佳作…3,000円 ※応募者には参加賞があります。

応募上の注意 ○作品は未発表のものに限る。

○作品の裏面に氏名、住所、題名、撮影場所、撮影年月日を明記した応募票を付ける。○入賞作品の著作権は主催者に属し、入賞作品の返却はしない。○入賞外の作品で返却を希望する場合は3月末日までに事務局に直接受け取りに来てください。○入賞者への賞金・副賞はネガと引換えで渡します。

応募先・問い合わせ 町観光協会(経済課内・内線256)

案 内

◆こころの健康相談

1月17日(水)、30日(火)、2月7日(水)

13:30～15:45 平塚保健福祉事務所

対象 心の悩み、ノイローゼ、ひきこもり、アルコール依存症などで困っている方とその家族

内容 精神科医による相談(相談時間は約45分) ご家庭への訪問も可能です。

申込み・問い合わせ 予約制で先着順に受付
保健予防課 ☎32-0130

◆肝臓病講演会

1月31日(水) 13:30～15:30

平塚保健福祉事務所・大会議室

講師 東海大学医学部附属病院 渡辺勲史医師

内容 C型肝炎と肝硬変療養中の方やその家族、肝臓疾患に関心のある方を対象に、最近のC型肝炎と肝硬変の治療についての講演会です。

申込み・問い合わせ 保健予防課 ☎32-0130
(内線271)

資源ごみの収集量および売却代金(11月分)

※()内は12年度の累計です

古紙・布類	198,960kg	(1,616,180kg)	678,390円	(4,923,750円)
ビン・ガラス類	8,320kg	(87,560kg)	4,810円	(43,840円)
金属・空きカン類	928kg	(7,512kg)	37,120円	(300,480円)
樹脂類	4,530kg	(42,060kg)	830円	(8,780円)

売却代金は町の会計に入る

町の人口(12月1日現在)

総数	31,152人	(+4)
男	15,307人	(+8)
女	15,845人	(-4)
世帯数	11,014世帯	(+15)
()内は前月比。人口統計より		

今月の納期

町 県 民 税(第4期)

国民健康保険税(第7期)

国民年金保険料(1月分)

介護保険料(1月分)

→ 1月31日

～活かします あなたの納める貴重な税～

かしこい消費者になるために
(消費生活モニター調べ)

☆価格差が大きい商品(12月分)
(最高～最低)消費税込

①みそ(1kg)
(417円～207円)

②しょうゆ(1ℓ)
(312円～207円)

③豚肉モモ(100g)
(194円～93円)

カメラ レポート

12・10 町内継走大会のスタート! 地区の精鋭たちがタスキをつなぐ



12・10 第三中継所でのタスキリレー(一色・第5分団の車庫前にて)



12・10 最終区で大逆転スパートをかけて間もなくゴール(ラディアン)



みんなの 広場

**自分たちでできることから始めよう!
二宮小六年生が取り組んだ総合学習**

町の事業の新たな取り組みのなかで、各小学校の授業に「町長の一日先生」が組み込まれました。これをきっかけにして二宮小学校では、「みんなでつくる、みんなの二宮町」をテーマに総合学習がスタートしました。

学習発表会の成果をもとに次のステップである自分たちでできるボランティア活動を進め、6年生になっても継続して「今、自分にできることは何かの自分探し」をテーマに「地球にやさしく」「人にやさしく」をめざして活動を展開してきました。

環境問題から生まれた活動に小物や手芸のリサイクル、おもちゃ作りリサイクルなど数々のリサイクル活動から作品が生まれ、バザーを開いて売ってみようという気持ちが高まりました。

ほかのグループで同一歩調で進んでいた福祉グループとの活動や願いとも合い通じる



21世紀に弟橘媛命が蘇ることを願って 愛 LOVE にのみや “吾妻山物語”

町商工会では、10年度より観光資源等を活用した新たな特産物や観光開発のための調査・研究をし、町内外での交流を図ることによって、地域の活性化を推進しようとする目的で地域振興対策会議を設置しました。

今までに商・工・農の立場の方々からさまざまな提案をいただき、協議検討を重ねて開発する特産品のコンセプトワード(商品のイメージを高めるための合言葉)を“吾妻山物語”に決めました。これに合わせてイメージキャラクターは、十二単に身を包んだ“弟橘媛命”をアレンジしました。今後、開発する町の特産品や商品に、この名称とイメージキャラクターを活用し、広く町外に情報発信していきます。詳しくは、商工会ホームページ <http://www.shokonet.or.jp/ninomiya/> に掲載!



町内かわる版 ちやうなにかわらばん 町内かわる版

小学生の体験学習

湘南二宮・ふるさと炭焼き会

四回目の炭焼きに二宮小学校5年4組(担任・高橋繁実先生)の皆さんが、総合学習の一環として参加しました。

昨年の11月12日に原木の切り出しと運搬のお手伝いをすするため、橘川校長、高橋先生と七人の児童が薪山に入りまし。11月24日と12月1日には、保護者も含め三十数名が一色の炭焼き窯の現場に集まり、原木の窯入れから着火、炭の窯出しをしました。

炭焼き会の会員が作成した資料を基に、炭焼きの手ほどきを受けながら楽しく体験学習をして一連の作業を終え、できた炭を手に帰校しました。その後、今回の体験学習で得た知識と持ち帰った炭を素材にして、新たな総合学習の取り組みが進められています。



第19回町内継走大会で 中里チームが優勝!

12月10日(日)町内16チームが参加して「第19回町内継走大会」が開催されました。

町民運動場を9時にスタートして、8区間をタスキでつなぎ、ゴール地点のラディアンまでの13・6キロメートルのコースで健脚を競いました。

レース展開は、第1区で百合が丘2丁目と下町チームが抜け出し、後続を引き離していましたが、中盤から中里チームが追い上げ、最終区間で



ごと逆転して優勝の栄冠を勝ち取りました。なお、優勝タイムは50分45秒でした。上位入賞は、2位:百合が丘2、3位:下町、4位:一色緑が丘、5位:釜野、6位:越地でした。各地区のコース沿道などの清掃や大会当日の心あたたまるご声援に感謝し、参加選手や役員の方々に大きな拍手を贈りたいと思います。次の大会は、二十回の記念大会になります。皆さん是非ご参加ください。

12・10 民俗芸能のつどいで招待芸能の川崎沖縄芸能研究会が演技!



12・10 華やかな衣装にみことな舞いを披露した川崎沖縄芸能研究会



12・10 ばちを持つ手に文化伝承の心が伝わる第26回民俗芸能のつどい



12・10 親子で競演! おはやしに合わせて踊りを披露(ラディアン)

